

商品概要説明書

ゆとり

(平成 30 年 7 月 1 日現在)

商品名	ゆとり
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A の正組合員およびその同居（同一敷地内可）の家族の方、または当 J A の准組合員に加入して 2 年以上お取引をいただいている方。○お申込み時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。ただし、原則として満 20 歳以上の同居の後継者の連帯保証があれば、71 歳以上も可能とします。○正組合員および同居の家族の方は、前年所得が 300 万円以上ある方。○准組合員の方は、前年所得が 350 万円以上ある方。○正組合員およびその同居の家族の方は、原則として、勤続（または営農・営業）年数が 1 年以上の方。○准組合員の方は、原則として、勤続（または営業）年数が 2 年以上の方。○正組合員およびその同居の家族の方は、原則として、同一地区内に 1 年以上居住している方。○准組合員の方は、原則として、同一住居に 2 年以上居住している方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、負債整理資金、投機等の資金は除きます。
借入金額	○500 万円以内とし、かつ所要金額の範囲内で円単位とします。また、一家族あたりの本ローン利用残高は 500 万円以内とします。
借入期間	○10 年以内とします。また、元金返済の据置期間は 1 年以内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○変動金利型といたします。お借入時の利率は、3 月 1 日、9 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日、10 月 1 日から適用利率を変更いたします。お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。

保証人	○原則不要です。ただし、正組合員の同居のご家族がご利用の場合は、その正組合員の連帯保証が必要となります。また、准組合員の方がご利用の場合は、連帯保証が必要となります。																
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…3,240円 ②一部繰上返済の場合…3,240円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,400円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。																
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融共済部(電話：042-554-7100)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="459 1115 1422 1379"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														

その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A 所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>
-----	--

J A にしたま